

一級河川 北上川水系

北上圏域河川整備計画

平成15年9月

岩手県

# 目 次

第1章 河川整備計画の目標に関する事項	1
第1節 流域及び河川の現状	1
第2節 計画対象区間	4
第3節 計画対象期間	4
第4節 整備計画の目標	4
第2章 河川の整備の実施に関する事項	6
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の 施行により設置された河川管理施設の機能の概要	6
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	7
第3節 その他河川整備を総合的に行うために必要な事項	7

(付図) 北上圏域流域概要図

## 第1章 河川整備計画の目標に関する事項

### 第1節 流域及び河川の現状

北上川水系北上圏域を貫流する和賀川は、ブナに代表される原生的自然が色濃く残る和賀岳（標高 1,440m）及び高下岳（標高 1,323m）に源を発し、沢内盆地をほぼ南流しながら、途中、左支川横川などを併せ、湯田町で大きく東に流れを変え湯田ダム（錦秋湖）に至る。さらに湯田ダムから東流しながら、北本内川、尻平川、鈴鴨川、夏油川を併せ、北上川に合流する流路延長約 80km流域面積約 890km<sup>2</sup>を有し北上川の支川では、最大の集水面積をもつ1級河川である。

河床勾配は、上流部の横川合流付近で 1/50、錦秋湖上流の湯田町付近で 1/150 湯田ダム下流から和賀仙人橋付近 1/100、下流部で 1/300 である。河川幅は、湯田ダム上流は 20m から 200m、湯田ダム下流では 100m～500mとなっている。

流域は、北上市、花巻市、湯田町、金ヶ崎町、沢内村の5市町村にまたがり、約 80%が山地で占められており、下流域は、北上市の市街地が形成され、北上圏域の中核を成している。又、上流域は、湯田町、沢内村の全域が流域となっており、河岸周辺には集落が点在している。

北上圏域内にはその他に、北上川の右一次支川である飯豊川、黒沢川、本郷川の3河川がある。

### 第1項 治水対策

和賀川は、古くから洪水被害に見舞われており、特に昭和 22 年、昭和 23 年、昭和 30 年、昭和 33 年の洪水においては、流域一帯に甚大な被害が生じている。また、最近では昭和 47 年 7 月の豪雨洪水により浸水家屋 294 戸、被害総額 141 百万円、昭和 61 年 8 月の台風 10 号により被害総額 197 百万円等、大きな被害を受けている。

このため、和賀川の改修事業は、昭和 8 年～昭和 12 年に九年橋～和賀中央橋上流付近の約 8kmについて築堤が行われたのをはじめ、上流域では、昭和 33 年～昭和 35 年に災害関連事業、昭和 34 年～昭和 48 年に中小河川改修事業による改修が実施されている。

また、洪水調節を目的として、昭和 40 年に直轄の湯田ダムが、平成 2 年には夏油川に県営の入畑ダムが完成している。

このような治水事業により、流域の治水安全度は全体的に向上しているものの、和賀川の瀬畑橋上流付近は流下能力が低く、いぜんとして洪水の危険度が高いため、河川改修が必要となっている。

## 第2項 河川水の利用

河川水は沿川に広がる広大な水田に対する農業用水や水道用水、さらに仙人<sup>せんじん</sup>発電所、石羽根<sup>いしぼね</sup>発電所の水源として広く利用されているが、昭和53年、昭和60年、最近では平成6年の渇水時には河川流量が減少し、かんがい用水は取水が困難となったことから番水などにより水不足に対応してきているため、今後も効率的活用が望まれている。

## 第3項 環境

北上圏域は、植物分布地理上重層的な土地条件を有している。上流域では、高地性の植物相と暖地性の植物相が見られるとともに、日本海式気候の影響を受けて日本海側分布要素とみなされる植物種の分布がある。自然植生では、日本海型のブナ林であるチシマザサ-ブナ群落<sup>チシマザサ-ブナ群落</sup>が下流低平地を除いて全域に発達している。

和賀岳には落葉広葉低木林がみられず、海拔1300mから山頂1440mに草原が広がる。これは風衝が激しいために成立したものである。焼石岳には雪田がところどころにみられ、ここでは夏季まで雪が残り、草本を主体とする雪田植物群落<sup>雪田植物群落</sup>が発達している。また東斜面には小さな湖沼が点在し湿原となっている。

特定植物群落として、和賀岳のブナ林、中山峠のブナ林、女神山のブナ林が、原生林もしくはそれに近い自然林として選定されている他、湯川沼の高層湿原植生、焼石連峰の高山植生が特殊な立地に特有な個体群として、沢内のユキツバキ群落<sup>ユキツバキ群落</sup>は分布限界になる群落としてそれぞれ選定されている。その他、指定区域として、和賀川上流部が原生流域として、ほぼ同じ地域が和賀岳自然環境保全地域として指定されている。また焼石岳周辺は栗駒国定公園として指定されており、北上圏域は豊かで多様な自然を有している。

和賀川やその支川沿いには、スギ、ヒノキ、サワラ、カラマツ、アカマツなど植林がモザイク上に広がっているが、自然植生も多く見られる。そしてまた和賀川低平地の河岸には、ヤナギ低木群落<sup>ヤナギ低木群落</sup>が発達している。

和賀川の上流部においては絶滅危惧B類、岩手レッドデータブックAランクに掲載されているユビソヤナギ群落<sup>ユビソヤナギ群落</sup>やクロビイタヤの河川植生の分布がみられ、和賀川の河川沿いは貴重種<sup>貴重種</sup>の良好な生育場所になっている。中・下流域においては、ヤナギ類による河畔林が連続性をもって発達しており、生物の良好な生息環境を形成している。これらは岸辺や中洲に繁茂しているツルヨシ群落<sup>ツルヨシ群落</sup>などともに、河川空間を特徴付けている。

圏域の動物相については、北上市街から近いことや周辺でも自然度が高いと考えられている北上山地とは北上川により隔てられていることから、耕作地等に生息する種を中心とした里山的な動物相を呈している。

ほ乳類では、圏域内でツキノワグマ、ニホンジカ、カモシカ、ホンドタヌキ、アナグマ、イタチ、テン、ニホンリス、ノウサギ等の確認や出没事例が報告されている。河川沿川においては、ヤナギ林の河畔林や中洲などが小型哺乳類などの生息場となっている。その他、北上市内の和賀川沿川においてツキノワグマの出没事例などがあることから、和賀川の豊かな河畔林や緑地帯が背後の奥羽山脈から連続性のある、良好な移動帯となっている。

鳥類については、圏域内においてイヌワシやクマタカの絶滅危惧 B 類を初めとして、オオタカ、ハイタカ等の鳥類の生態系の頂点に立つ猛禽類の生息が確認されている。これは圏域の豊かで多様な自然環境を反映しており、猛禽類にとっても良好な生息環境が形成されているためである。またカワセミ、セグロセキレイ、コチドリ、バン、オオヨシキリ等の水辺を好む種にとって、河川からの恵みは十分な餌を保障し、沿川の河畔林やツルヨシ群落などの草地は良好な生息環境を提供している。この他にも、大陸からのカモ類やオオハクチョウが、和賀川の水辺を求めて毎年飛来している。

両生類・爬虫類は、沿川の低平部に発達している水田と、河川とが一体となっている空間を生息場所として、イモリ、アマガエル、トノサマガエル、カナヘビ、シマヘビ、マムシ等といった一般的な種が広く生息している。また自然環境保全基礎調査で主要野生動物として選定されたクロサンショウウオやハコネサンショウウオの生息が圏域内の支川上流部で報告されているほか、和賀川江釣子付近でトウキョウダルマガエル、和賀川賢川目付近ではトウホクサンショウウオ、カジカガエルといったいわてレッドデータブックに掲載されている種も確認されていることから、圏域の河川沿川は両生・爬虫類にとって良好な生息環境の場となっている。

魚類相は、和賀川において、絶滅危惧種 類であるギバチやスナヤツメを初めとし、アユ、ウグイ、イワナ、ヤマメ、サクラマス、カジカ、ギンブナ、ニゴイ、カマツカ、アブラハヤ、オイカワ、ゲンゴロウブナ、コイ、シマドジョウ、ドジョウ、モツゴ、トウヨシノボリ、オオクチバス等が確認されている。このような豊かな魚類相は、河川沿川のヤナギ等の河畔林やツルヨシ群落に育まれ、そして圏域の山々から流れ込む清流など、圏域の多様な自然環境が、豊富な魚類相の生息場所創り出している。また、下流域では北上川を経て遡上したシロザケが確認されており、太平洋からのつながりも有している。

節足動物昆虫類等については、準絶滅危惧種であるゲンゴロウやいわて県レッドリストに掲載されているオオルリハムシを初めとした生息が、河畔林で確認されている。

河川空間利用としては、上流域は溪流釣りで有名なこともあり、都会からも釣り客が訪れるほか、豊富で数多くの温泉地をたずねる観光客は、弁天島や七ツ釜などの渓谷美を楽しんでいる。下流域では、北上川との合流点周辺に、高水敷を利用した公園や運動場などが整備され、北上市民の憩いやスポーツの場として利用されている。

和賀川の水質は、錦秋湖上流および湯田ダムから広表橋で環境基準 A A 類型、北上川合流点から広表橋下流まで A 類型に指定されており、最近 10 ヶ年の観測データでは環境基準を概ね満足し、良好な水質を維持している。

## 第2節 計画対象区間

河川整備計画の対象区間は、北上川水系北上圏域内の岩手県知事管理河川区間とする。

### 計画の対象とする河川

河川名	支川	対象区間	流域面積(km <sup>2</sup> )	指定延長(m)
わが 和賀川	1次	指定区間上流端～北上川合流点	890.6	75,270
げとう 夏油川	2次	指定区間上流端～和賀川合流点	58.91	17,282
しつたい 尻平川	2次	指定区間上流端～和賀川合流点	46.79	7,250
くろさわ 黒沢川	1次	指定区間上流端～北上川合流点	51.91	700
すずかも 鈴鴨川	2次	指定区間上流端～和賀川合流点	21.89	4,500
しちない 七内川	2次	指定区間上流端～和賀川合流点	22.37	3,300
いいとよ 飯豊川	1次	南川の合流点～北上川合流点	28.49	4,500
ほんない 本内川	2次	指定区間上流端～和賀川合流点	30.03	3,200
まつ 松川	2次	指定区間上流端～和賀川合流点	15.79	2,000
よこ 横川	2次	指定区間上流端～和賀川合流点	27.9	6,300
まそう 左草川	2次	指定区間上流端～和賀川合流点	22.67	8,500
したまえ 下前川	2次	指定区間上流端～和賀川合流点	20.16	9,200
とおすや 遠巣谷川	2次	指定区間上流端～和賀川合流点	4.16	2,000
ほんごう 本郷川	1次	指定区間上流端～北上川交合流点	7.85	400
きたほんない 北本内川	2次	指定区間上流端～和賀川合流点	76.08	7,200
こあらさわ 小荒沢川	2次	指定区間上流端～和賀川合流点	7.35	2,500
ながばし 長橋川	3次	指定区間上流端～横川合流点	6.28	2,200
たしろ 田代川	2次	指定区間上流端～和賀川合流点	2.54	1,000
おにがせ 鬼ヶ瀬川	2次	指定区間上流端～和賀川合流点	37.29	5,500

## 第3節 計画対象期間

河川整備計画の対象期間は、概ね20年間とする。

## 第4節 整備計画の目標

### 第1項 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

和賀川下流部は、北上圏域の中枢をなす北上市街地が形成されており、同圏域の社会経済活動の重要な役割を担っていることを踏まえ、市街地の状況、人口および資産の状況等から概ね50年に1回程度の確率の降雨で発生する河川の流量に対して家屋や耕地の浸水被害を防止する。

## 第2項 河川の適正な利用及び流水の正常な機能に関する事項

圏域内の水利用としては、沿川の農業用水として許可水利権量約 32m<sup>3</sup>/s を取水し、約 9,300ha をかんがいし、慣行水利により約 940ha をかんがいでいる他、北上市の水道用水、さらに仙人発電所や石羽根発電所の水源として広く利用されている。このような状況を踏まえ、流水の正常な機能を維持するため、河川の現況流況把握や渇水時の河川巡視を行い適正な水利用がなされるよう管理する。なお、農業取水、水生動植物の生息生育等に対し、過去に甚大な渇水被害は報告されていない。

また、流水の正常な機能の維持に必要な流量については、今後さらに流況などの河川状況を把握し、流水の占用、漁業、景観、流水の清潔の保持、動植物の生息生育等の観点から調査検討を行うこととする。

## 第3項 河川環境整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、現状の良好で豊かな自然環境の保全を図る。

また、現在、水質環境の基準が保たれていることから、今後とも河川環境の保全と巡視や流域住民に対する啓発を行なうとともに、官民一体となり、良好な河川環境の維持と保全を図る。

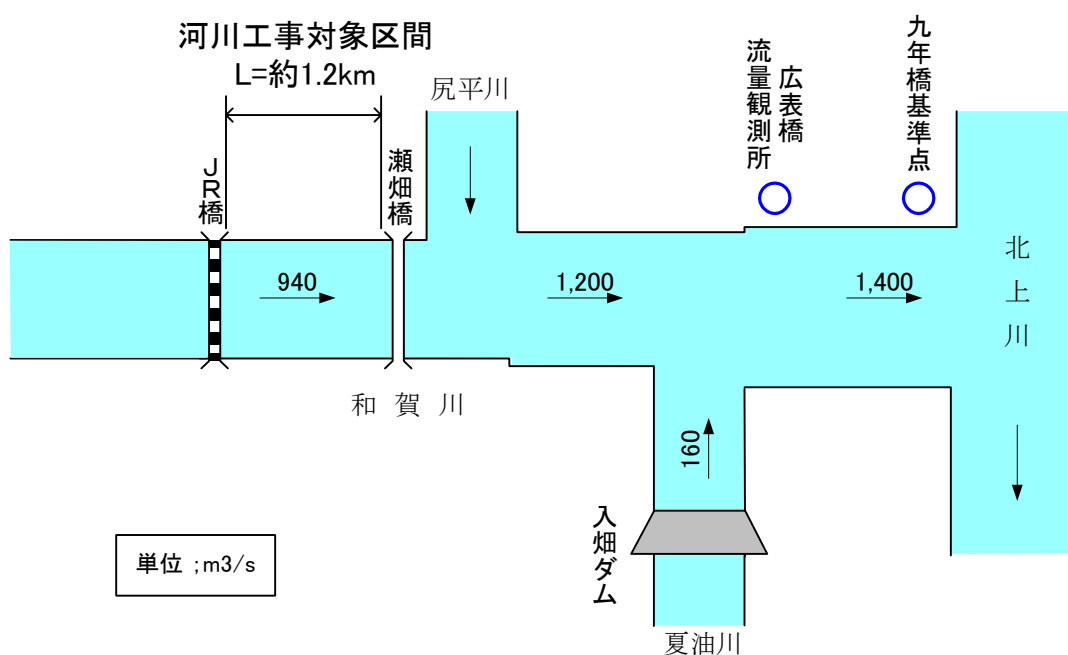
和賀川の河川改修にあたっては、河川や周辺環境への影響及び工事に伴う環境影響を最小限として、河川環境の保全に努めるとともに、地域住民の意見を反映しながら、周辺河川環境との調和に努める。

又、河川断面や構造物の設計は、瀬や淵を生かし、自然環境に配慮した改修を行うとともに、緑化を図るなど多自然型工法等を取り入れ、水の流れや水の香りが感じられる水辺空間の整備を図り、人々が水辺に親しみやすい河川環境の復元や再生に努める。

## 第2章 河川整備の実施に関する事項

### 第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

- (1) 瀬畑橋上流から約1.2kmの区間において概ね50年に1回程度の確率の降雨で発生する河川の流量を対象として、築堤及び河床掘削により河積を拡大し、和賀川沿川の家屋浸水や耕地の被害を防止する。



流量配分図 (1/50)

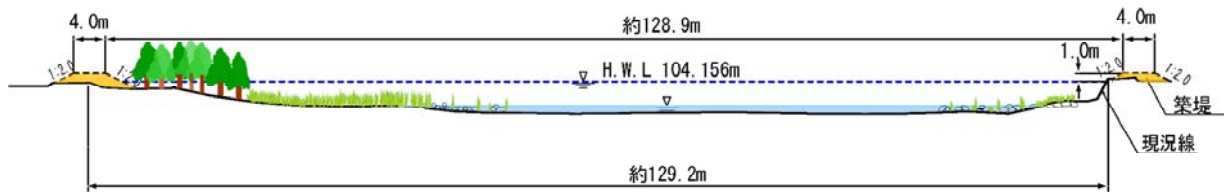
改修区間の代表地点における、河川の横断形は次の図のとおりである。

工事の実施にあたっては、周辺環境の現状把握を行い、魚類や植生等に配慮し、自然環境の保全に努めるほか、水辺に親しみやすいように親水性に配慮した改修を行う。

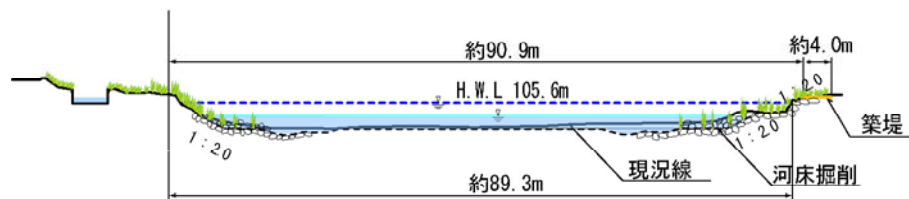
また、河床部については、低水路の確保や捨て石等によって魚類や植物等の生息に配慮する。さらにまた瀬や淵の保全に配慮するとともに、その復元や再生に努めていく。護岸は必要最小限とし、河畔林の保全、現状の植生の復元に配慮する等、現状の自然環境の保全に配慮する。



和賀川  
瀬畑橋上流 約200m付近



和賀川  
JR橋下流 約250m付近



## 第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

### 第1項 河川管理施設の維持

堤防、護岸及びダム等の河川管理施設の機能を維持し、河道の所定の流下能力を確保するため、河川管理施設等の点検及び河道の巡視を行い、必要に応じてその維持修繕、堆積土の除去、立木の伐採等を行う。

## 第3節 その他河川管理を総合的に行うために必要な事項

### 第1項 洪水時における対策

洪水時における被害の最小化を図るため、以下のことを行う。

平常時は地元自治体が主体となって作成するハザードマップ（避難地及び避難経路等を明示）の公表等の支援を行う。

出水時は水防活動や避難路の確保に資する降雨、水位情報等を地元自治体に提供し、支援する。

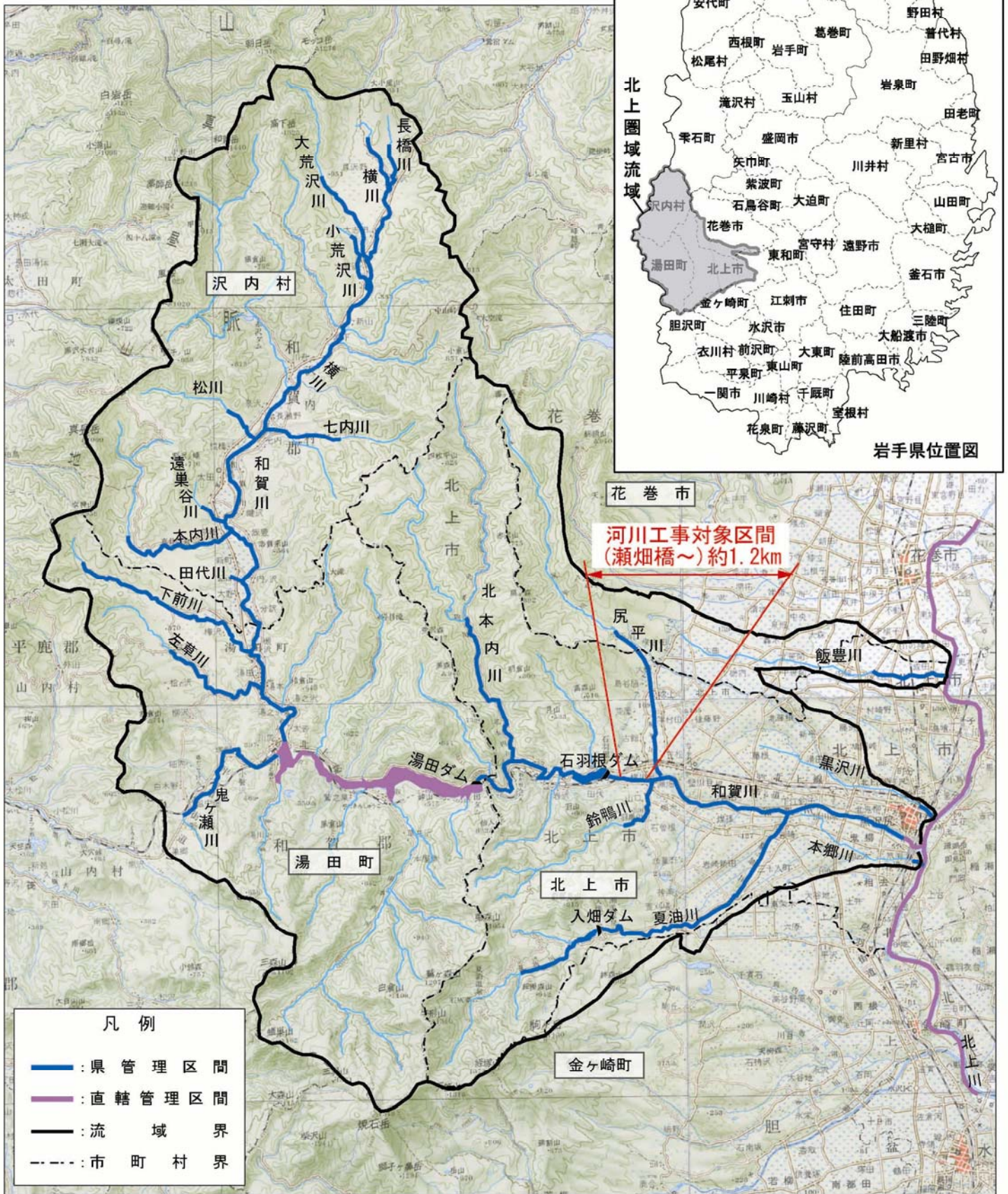
### 第2項 河川情報の提供、流域における取り組みへの支援等

和賀川流域の豊かで多様な自然と、歴史と文化にあふれ、活力ある良好な地域特性を将来へ引き継いでいくためには、地域住民の理解と協力が不可欠である。

これからは、地域と一体となって、和賀川流域の個性や伝統・文化を育み、環境と調和した魅力ある地域の中心となる川づくりの実現に向け、地域の取り組みを支援していくことが重要である。

更には、上下流の地域等との交流と連携の促進に対しても支援していくものとする。

このため、河川に関する情報を地域住民に幅広く提供し、地域の意見や要請を把握し計画に反映することにより、地域との良好なパートナーシップを築くことに努めるとともに、地域住民の川への親しみ、川を大切にする思いの定着と啓発に努め、地域住民と協働して川づくりや河川の維持管理に持続的に取り組むものとする。



北上川水系北上圏域流域概要図

